土木事業要望書作成の手引き

土木事業として、道路拡幅工事、道路改良工事、交通安全対策、維持修繕工事、かんがい排水工事を対象に要望を受け付けております。

維持修繕工事とかんがい排水工事につきましては、早急な対応が必要なケースが多いことから、関係部署で随時受け付けます。

以下に示している事項をご確認の上、土木事業要望の提出をお願いします。

（１）要望内容

◇道路拡幅工事
◇道路改良工事
◇交通安全対策

年に１度　要望取りまとめ（令和６年３月２７日（水）必着）
【様式１　土木事業（道路拡幅工事・道路改良工事・交通安全対策）要望書】　⇒道路建設課へ提出（Ｐ７参照）

◇維持修繕工事
◇かんがい排水工事

随時受付
【様式２　土木事業（維持修繕工事・かんがい排水工事）要望書】　⇒関係部署へ提出（Ｐ８参照）
（修繕：壊れたり悪くなったりしたところを繕い直すこと）

（２）備　考

土木事業要望のとりまとめは、市の事業を対象としております。

国道・県道・国河川・県河川の修繕、規制標識・信号機の修繕に関する連絡先

	要望内容	提出・連絡先
道路施設	国道１号に関すること	国土交通省 名古屋国道事務所 東三河維持出張所 TEL.0532-53-0321
	国道 23 号、国道 151 号、県道に関すること	愛知県 東三河建設事務所 維持管理課(維持修繕 第二G) TEL.0532-52-1333
河川施設	豊川、豊川放水路に関すること	国土交通省 豊橋河川事務所 豊川流域治水出張所 TEL.0532-52-8098
	愛知県管理河川に関すること （善光寺川、古川、境川、佐奈川、帯川、音羽川、白川、西古瀬川、安藤川、山陰川、御津川、紫川） ＜一部市管理区域があります＞	愛知県　東三河建設事務所 維持管理課（管理 第二G） TEL.0532-52-1332
交通安全施設	信号機、規制標識・規制標示（横断歩道、止まれ標識、黄色車線等）に関すること	愛知県警察 豊川警察署 TEL.89-0110

※国や県への要望方法や問い合わせ先等について不明な場合は、道路建設課 生活道路係（TEL.89-2143）にご相談ください。

土木事業（道路拡幅工事・道路改良工事・交通安全対策）要望書作成＜年に１度受付＞

１．土木事業要望内容

◆ 道路拡幅工事 ‥‥ 狭い道路(4.0m未満)の、用地買収を行い拡幅する工事
沿線地権者全員の同意が必要となります。また、必要に応じて隣地の方との用地境界立会が必要となります。不明な点がありましたら、道路建設課生活道路係へご相談下さい。

◆ 道路改良工事 ‥‥ 用地買収を行わずに、側溝や舗装を整備する工事
側溝の新設や蓋掛け工事、未舗装道路の舗装工事となります。

◆ 交通安全対策 ‥‥ ガードレール、カーブミラー、道路照明灯、区画線（道路白線）等の交通安全対策工事
信号機や横断歩道の新設などについては、豊川警察署へご相談ください。

２．提出時期・提出物・提出先・提出方法

◆ 提出時期 ‥‥ 令和６年１月９日（火）～令和６年３月２７日（水）＜必着＞

◆ 提出物

(1)【様式１ 土木事業(道路拡幅工事・道路改良工事・交通安全対策)要望書】(P７参照)

・道路拡幅工事・道路改良工事　２箇所まで
・交通安全対策　３箇所まで

優先順位は町内会で、ご検討をお願いします。

様式データ（word 文書）は、市ホームページに掲載しております。
トップページ ＞ くらし・手続き ＞ 環境・住まい＞ 道路 ＞ 土木事業要望

(2) 位置図
同封している地図もしくは住宅地図等に要望番号と場所を記入してください。

(3) 現場状況の分かる写真（任意）
要望箇所の確認のため、可能な限りご協力をお願いします。

◆ 提出先
道路建設課 生活道路係　TEL.89-2143　（豊川市役所 北庁舎 ４階）

◆ 提出方法
下記の①、②、③のうち、いずれかの方法で提出して下さい。
① 電子メールによる提出　dobokuyoubou@city.toyokawa.lg.jp
② 書面による提出（道路建設課へ提出）
③ 書面による提出（広報配布時の文書集配袋にて提出）

３．回答

◆ 回答時期‥‥ 【令和６年１２月下旬】　令和７年１月号の広報配布時を予定

◇ 提出していただいた道路拡幅工事・道路改良工事２件までと交通安全対策３件までについて、豊川市全体のバランスなど総合的に判断して事業化の可否を回答します。

土木事業（維持修繕工事、かんがい排水工事）要望書作成＜随時受付＞

１．土木事業要望内容

◆ 維持修繕工事 ‥‥ 道路、河川、公園において修繕（補修）が必要な工事、側溝浚渫、河川浚渫、その他修繕

◆ かんがい排水工事‥‥農業用の用水路、排水路等の改良工事、浚渫、その他修繕

２．提出時期・提出物・提出先・提出方法

◆ 提出時期 ‥‥ 随時受付

◆ 提出物

(1)【様式２　土木事業（維持修繕工事・かんがい排水工事）要望書】（Ｐ８参照）

様式データ（word 文書）は、市ホームページに掲載しております。

トップページ ＞ くらし・手続き ＞ 環境・住まい＞ 道路 ＞ 土木事業要望

(2) 位置図

同封している地図もしくは住宅地図等に場所を記入してください。

(3) 現場状況の分かる写真（任意）

要望箇所の確認のため、可能な限りご協力をお願いします。

◆ 提出先

要望提出・相談先

	工　　種		提出・連絡先
維持修繕工事	道路施設	□舗装修繕　□ガードレール修繕 □側溝修繕　□カーブミラー修繕 □道路照明灯修繕　□側溝浚渫 □区画線(道路の白線)塗り直し □その他道路修繕	道路河川管理課 巡視修繕係 TEL.93-0160 syuuzen @city.toyokawa.lg.jp （林道→農務課 農林整備係）
	河川施設	□河川堤防修繕 □河川浚渫 □その他河川港湾修繕	道路河川管理課 河川港湾係 TEL.89-2279 syuuzen @city.toyokawa.lg.jp
	公園施設	□公園施設の修繕	公園緑地課　公園管理係 TEL.89-2176 koen@city.toyokawa.lg.jp
	その他施設	□その他修繕	関係部署へ提出 (提出先不明の場合は、道路河川管理課巡視修繕係へご相談ください。)
かんがい排水工事	農業用施設	□用水路・排水路の改良工事 □用水路・排水路の浚渫 □その他農業用施設修繕	農務課　農林整備係 TEL.89-2139 nomu@city.toyokawa.lg.jp

※ 問い合わせ先等が不明な場合は、道路河川管理課 巡視修繕係（TEL.93-0160）へご相談ください。

◆ 提出方法

下記の①、②のうち、いずれかの方法で提出して下さい。

① 電子メールによる提出（関係部署に提出）

② 書面による提出（関係部署に提出）

３．回答

◆ 回答時期‥‥ 現地等調査・検討後に関係部署より回答

◇ 要望内容により現地等調査や検討に時間がかかる場合があり、早急な回答ができない場合がありますので、予めご了承ください。

◇ 電話でいただいた軽微な修繕（舗装のポットホール修繕、カーブミラー方向修正等）については、現地確認後に損傷度合いを判断し修繕を行います。基本的に回答は行いませんので、予めご了承ください。

４．その他

◇ 緊急的な修繕につきましては、関係する部署へ電話連絡をお願いします。

◇ 維持修繕工事とかんがい排水工事は関係部署での随時受付としますが、年に１度の土木事業要望（道路拡幅工事、道路改良工事、交通安全対策）の提出時＜提出期限－令和６年３月２７日（水）＞に同封していただければ、関係部署に送付しますのでよろしくお願いします。

◇ ご不明な点等がありましたら、下記連絡先へご連絡お願いします。

（土木事業要望全般に関する連絡先）
担　当　建設部 道路建設課 生活道路係
ＴＥＬ　0533-89-2143（内線 1436、1437）
E-mail　dobokuyoubou@city.toyokawa.lg.jp

≪令和５年度からの土木事業要望の提出における変更点について≫

町内からの土木事業要望への対応を今後も推進するにあたり、令和５年度より様式や受付方法等を一部変更しましたので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いします。

＜変更点＞

(1) <u>土木事業要望の提出時期・提出先・提出方法・提出様式の変更</u>

＜維持修繕工事・かんがい排水工事の随時受付による早急な対応＞

これまで道路拡幅工事・道路改良工事・交通安全対策・維持修繕工事・かんがい排水工事の要望について年に１度の要望受付としていましたが、維持修繕工事・かんがい排水工事では、早急な対応を必要とする要望も含んで提出していただいている状況です。そのため、<u>道路拡幅工事・道路改良工事・交通安全対策は、これまでと同様に年に１度の受け付けとし、維持修繕工事・かんがい排水工事については随時の受け付けに変更</u>します。また、<u>提出先・提出方法および提出様式を変更</u>します。

要望数については、すべての要望で最大５件としていましたが、道路拡幅工事・道路改良工事で最大２件、交通安全対策で最大３件に変更しております。なお、維持修繕工事・かんがい排水工事については、要望数の制限は設けていません。

＜変更点＞

変 更 前	変 更 後	
<u>年に１度受付</u> 道路拡幅工事・道路改良工事 交通安全対策・維持修繕工事 かんがい排水工事	<u>年に１度受付</u> 道路拡幅工事・道路改良工事 交通安全対策	<u>随時受付</u> 維持修繕工事 かんがい排水工事
【様式１　土木事業要望箇所表】	【様式１　道路拡幅工事・道路改良工事・交通安全対策要望書】	【様式２　維持修繕工事 ・かんがい排水工事要望書】

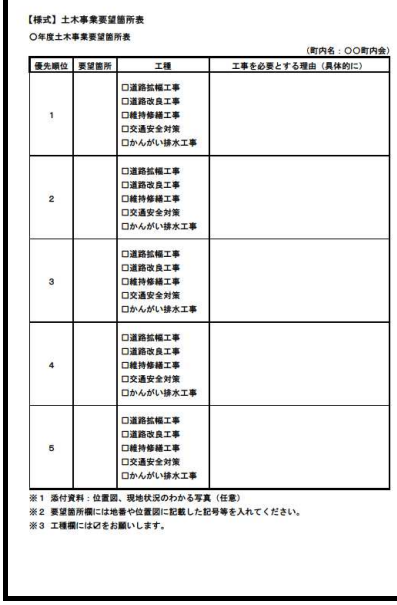

【様式】土木事業要望箇所表

○年度土木事業要望箇所表

（町内会名：○○町内会）

優先順位	要望箇所	工種	工事を必要とする理由（具体的に）
1		□道路拡幅工事 □道路改良工事 □維持修繕工事 □交通安全対策 □かんがい排水工事	
2		□道路拡幅工事 □道路改良工事 □維持修繕工事 □交通安全対策 □かんがい排水工事	
3		□道路拡幅工事 □道路改良工事 □維持修繕工事 □交通安全対策 □かんがい排水工事	
4		□道路拡幅工事 □道路改良工事 □維持修繕工事 □交通安全対策 □かんがい排水工事	
5		□道路拡幅工事 □道路改良工事 □維持修繕工事 □交通安全対策 □かんがい排水工事	

※１ 添付資料：位置図、現地状況のわかる写真（任意）
※２ 要望箇所欄には地番や位置図に記載した記号等を入れてください。
※３ 工種欄には○を記入してください。

【様式１ 土木事業（道路拡幅工事・道路改良工事・交通安全対策）要望書】

令和６年度 土木事業（道路拡幅工事・道路改良工事・交通安全対策）要望書

申請者　町内会名：　　町内会

道路拡幅工事・道路改良工事

優先順位	工 種	要望箇所	工事を必要とする理由（具体的に）
1	□道路拡幅工事 □道路改良工事		
2	□道路拡幅工事 □道路改良工事		

交通安全対策

優先順位	工 種	要望箇所	工事を必要とする理由（具体的に）
1	□ｶｰﾄﾞﾚｰﾙ設置 □ｶｰﾌﾞﾐﾗｰ設置 □道路照明灯設置 □区画線設置 □その他交通安全対策		
2	□ｶｰﾄﾞﾚｰﾙ設置 □ｶｰﾌﾞﾐﾗｰ設置 □道路照明灯設置 □区画線設置 □その他交通安全対策		
3	□ｶｰﾄﾞﾚｰﾙ設置 □ｶｰﾌﾞﾐﾗｰ設置 □道路照明灯設置 □区画線設置 □その他交通安全対策		

添付資料：位置図、現地状況のわかる写真（任意）
※１ 工種欄には○を入れ、要望箇所欄には地番や位置図に記載した記号等を入れてください。
※２ 維持修繕工事・かんがい排水工事は、関係部署で随時受け付けます。
【様式２ 土木事業（維持修繕工事・かんがい排水工事）要望書】を提出してください。
※３ 国・県等への要望は、本要望では対象としておりません。
要望がある場合には、別紙【土木事業要望書の手引き】を参照してください。

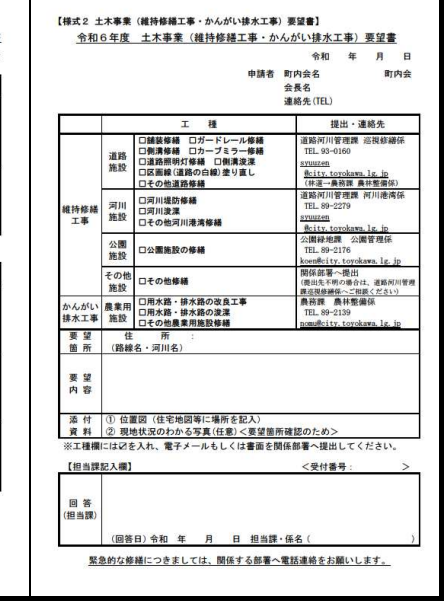

【様式２ 土木事業（維持修繕工事・かんがい排水工事）要望書】

令和６年度　土木事業（維持修繕工事・かんがい排水工事）要望書

令和　　年　　月　　日

申請者　町内会名　　町内会

会長名

連絡先(TEL)

		工　種	提出・連絡先
維持修繕工事	道路施設	□舗装修繕　□ガードレール修繕 □側溝修繕　□カーブミラー修繕 □道路照明灯修繕　□側溝浚渫 □区画線(道路の白線)塗り直し □その他道路修繕	道路河川管理課　応援修繕係 TEL.93-0160 syuzen@city.toyokawa.lg.jp （林道～農務課 農林整備係）
	河川施設	□河川堤防修繕 □河川浚渫 □その他河川港湾修繕	道路河川管理課　河川港湾係 TEL.89-2279 syuzen@city.toyokawa.lg.jp
	公園施設	□公園施設の修繕	公園緑地課　公園管理係 TEL.89-2176 koen@city.toyokawa.lg.jp
	その他施設	□その他修繕	関係部署へ提出 （提出先不明の場合は、道路河川管理課応援修繕係へご相談ください）
かんがい排水工事	農業用施設	□用水路・排水路の改良工事 □用水路・排水路の浚渫 □その他農業用施設修繕	農務課　農林整備係 TEL.89-2139 nomu@city.toyokawa.lg.jp
要望箇所	住　所： （路線名・河川名）		
要望内容			
添付資料	① 位置図（住宅地図等に場所を記入） ② 現地状況のわかる写真(任意)＜要望箇所確認のため＞		

※工種欄には○を入れ、電子メールもしくは書面を関係部署へ提出してください。

【担当課記入欄】　　＜受付番号：　　＞

回答（担当課）

（回答日）令和　年　月　日　担当課・係名（　　）

緊急的な修繕につきましては、関係する部署へ電話連絡をお願いします。

(2) 土木事業要望スケジュールの変更

＜要望書作成時期変更（５～６月⇒１月～３月）による町内会の要望集約事務軽減＞

これまで「土木事業要望取りまとめ依頼」を５月広報配布時に送付し、各町内会で要望書を作成のうえ６月末期限で提出をお願いしておりますが、年度初めの短い期間での要望とりまとめとなることから、町内会として十分な検討と要望の集約が難しい状況であると考えております。

そのため、下記に示す＜今後のスケジュール＞へ変更することにより、①町内会が過年度の要望や地域課題を踏まえたうえで土木事業要望の集約ができることや、②要望に対して市役所担当部署が資料収集や事業化検討および町内会への状況確認・相談する期間を確保できることから、下記に示す全体スケジュールへの移行についてご協力をお願いします。

なお、令和５年度につきましては、スケジュール変更に伴う移行期間となるため、要望書作成について２回お願いすることとなりますが、ご理解ご協力をお願いします。

＜今後のスケジュール＞

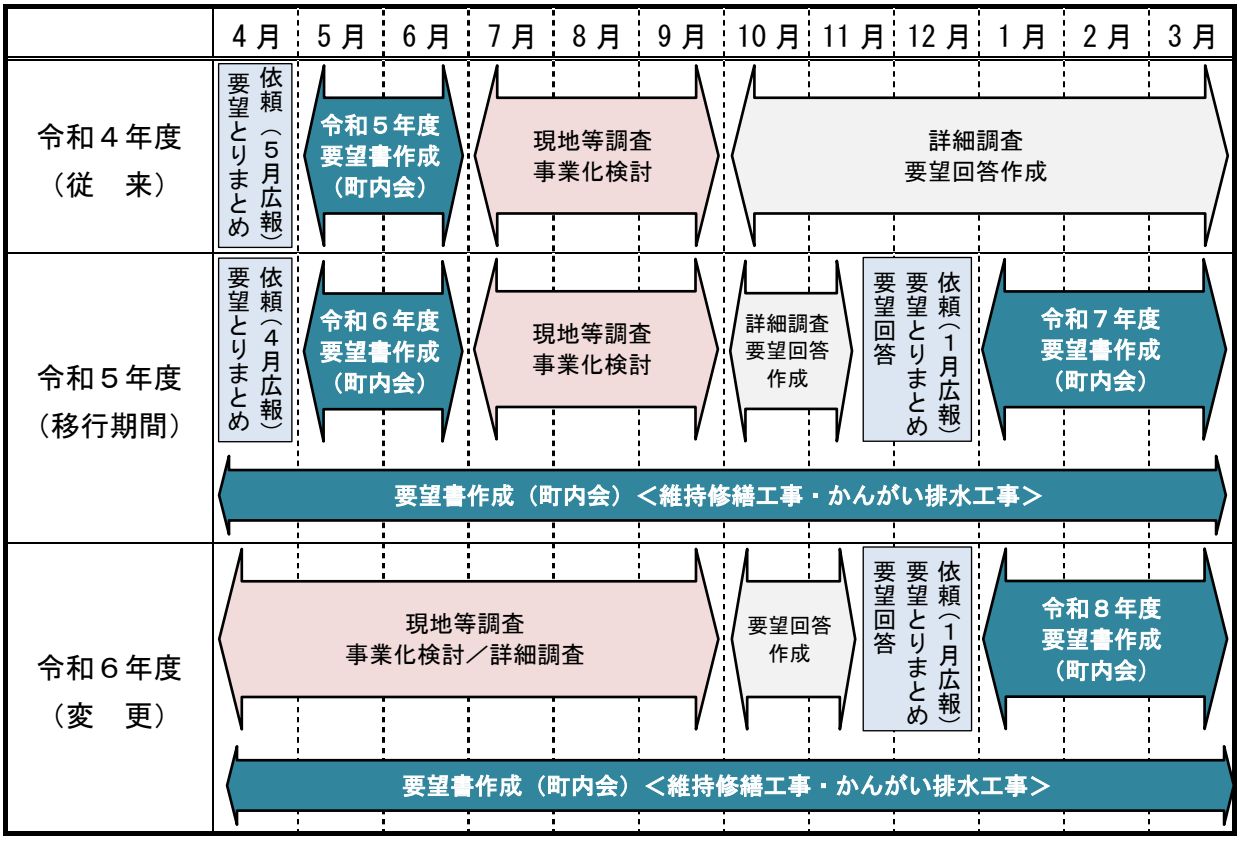

※上記の 要望書作成（町内会） と記載した事項について、町内会の対応をお願いします。

【様式１】

令和７年度 土木事業（道路拡幅工事･道路改良工事･交通安全対策）要望書

申請者　町内会名：　　町内会

道路拡幅工事・道路改良工事

優先順位	工　種	要望箇所	工事を必要とする理由（具体的に）
1	□道路拡幅工事 □道路改良工事		
2	□道路拡幅工事 □道路改良工事		

交通安全対策

優先順位	工　種	要望箇所	工事を必要とする理由（具体的に）
1	□ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ新設 □ｶｰﾌﾞﾐﾗｰ新設 □道路照明灯新設 □区画線新設 □その他交通安全対策		
2	□ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ新設 □ｶｰﾌﾞﾐﾗｰ新設 □道路照明灯新設 □区画線新設 □その他交通安全対策		
3	□ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ新設 □ｶｰﾌﾞﾐﾗｰ新設 □道路照明灯新設 □区画線新設 □その他交通安全対策		

添付資料：位置図、現地状況のわかる写真（任意）

※１　工種欄には☑を入れ、要望箇所欄には地番や位置図に記載した記号等を入れてください。

※２　維持修繕工事・かんがい排水工事は、関係部署で随時受け付けます。
　　【様式２　土木事業（維持修繕工事・かんがい排水工事）要望書】を提出してください。

※３　国・県等への要望は、本要望では対象としておりません。
　　要望がある場合には、別紙【土木事業要望書作成の手引き】を参照してください。

【様式２】

令和６年度　土木事業（維持修繕工事・かんがい排水工事）要望書

令和　　年　　月　　日

申請者　町内会名　　町内会
会長名
連絡先(TEL)

	工　　種		提出・連絡先
維持修繕工事	道路施設	□舗装修繕　□ガードレール修繕 □側溝修繕　□カーブミラー修繕 □道路照明灯修繕　□側溝浚渫 □区画線(道路の白線)塗り直し □その他道路修繕	道路河川管理課 巡視修繕係 TEL.93-0160 syuuzen @city.toyokawa.lg.jp (林道→農務課 農林整備係)
	河川施設	□河川堤防修繕 □河川浚渫 □その他河川港湾修繕	道路河川管理課 河川港湾係 TEL.89-2279 syuuzen @city.toyokawa.lg.jp
	公園施設	□公園施設の修繕	公園緑地課　公園管理係 TEL.89-2176 koen@city.toyokawa.lg.jp
	その他施設	□その他修繕	関係部署へ提出 (提出先不明の場合は、道路河川管理課巡視修繕係へご相談ください)
かんがい排水工事	農業用施設	□用水路・排水路の改良工事 □用水路・排水路の浚渫 □その他農業用施設修繕	農務課　農林整備係 TEL.89-2139 nomu@city.toyokawa.lg.jp
要望箇所	住　　所　： （路線名・河川名）		
要望内容	市からの回答　□必要　□不要		
添付資料	① 位置図（住宅地図等に場所を記入） ② 現地状況のわかる写真(任意)＜要望箇所確認のため＞		

※工種欄には☑を入れ、電子メールもしくは書面を関係部署へ提出してください。

【担当課記入欄】　　＜受付番号：　　＞

回答(担当課)	(回答日)令和　年　　月　　日　担当課・係名（　　）

緊急的な修繕につきましては、関係する部署へ電話連絡をお願いします。